第

520

뮥

発行所



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1996年) 平成8年 2月15日 木曜日

株式会社「Pシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

△子供が生まれたら医療費控除の還付申告を

②:平成7年8月に子供が生まれました。 出産費用など医療費がかさみましたので、医療費控除の選付申告をしようと思っています。 次のような費用は医療費控除の計算上どのよ うに取り扱ったらよいのでしょうか。

- ①妊娠後、出産までの定期検診代
- ②出産費用
- ③健康保険組合からもらった配偶者分娩費 と追加給付金
- ④子供の定期検診代(1カ月児検診等)

A:

①妊娠後、出産までの定期検診代

妊娠・出産は病気ではありませんが、そのための診察費用は医療費控除の対象になります。妊娠が確認されてから出産までの定期検診代も出産のための費用と考えられますから、医療費控除の対象になります。

②出産費用

医療費控除の対象となります。

③健康保険組合からもらった配偶者分娩費と 追加給付金

これらは、医療費の補てんを目的としたも のですから、追加給付分も含めて医療費から 差し引く必要があります。

- ④子供の定期検診代(1カ月児検診等)
- 一般の健康診断と同様の取扱いになります。 つまり、その定期検診によって病気が見つか り治療した場合には、治療費とともに医療費 控除の対象になります。

そうでない場合には、医療費控除の対象に 含めることはできません。





